

平成21年第9回八峰町議会臨時議会会議録

平成21年11月20日（金曜日）

議事日程第1号

平成21年11月20日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第132号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第133号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第134号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第135号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤 進
総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木 充	税務課長	小林孝一

生涯学習課長	齊 藤 英市郎	産業振興課長	須 藤 徳 雄
農業振興課長	松 森 尚 文	建設課長	武 田 武
幼児保育課長	加賀谷 敏 一	農業委員会事務局長	小 林 慶 範
学校教育課長	辻 正 英	学校給食センター所長	木 村 学

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 吉 元 和歌子

午前10時00分開会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成21年第9回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配布しております日程表にしたがって進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成21年第9回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には

ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新庁舎に移転してから早くも2カ月が経過し、本日は新庁舎での3回目の臨時会となりました。

最近毎日寒さが厳しくなっておりますが、今月中旬から地中熱ヒートポンプシステムの暖房を稼働しております。

次に、新型インフルエンザの状況について申し上げます。今月上旬に町内でも発症事例が増えていましたが、これまで八森小学校と峰浜中学校での休校、沢目子ども園の休園と続き、現在は埴川子ども園が休園、水沢小学校の学級閉鎖となっており、今後の拡大が危惧されるところであります。

9日から16日まで、県市町村振興協会の秋田県市町村職員海外研修に参加し、イギリスとフランスの高齢化や少子化対策など、長い歴史と文化に基づく先進事例に触れることができ、貴重な経験の機会を与えていただき心から感謝を申し上げます。

さて、本日の臨時議会ですが、先般人事院勧告と合わせ県の人事委員会からも給与勧告が出されました。12月1日基準ということから本日の開催となりましたのでご理解を賜りたいと思います。

なお、今回の給与改定の考え方は、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮し、地方分権が進められる中、地域の実情をより反映する必要があるとの県人事委員会の勧告に合わせる形で提案するものであります。

それでは、改定の内容についてご説明いたします。

最初に給料表ですが、月例給が県内民間給与を上回っていることから、給料月額を引き下げを平均改定率マイナス0.2パーセントで行うものであります。

次に、住居手当ですが自宅に係る住居手当が全廃されます。

期末手当と勤勉手当についても、県内の民間の状況に合わせて年間0.35カ月分引き下げて、年間4カ月分とします。

今回の改定のもうひとつの焦点が勤務時間の短縮でしたが、昨年既に国家公務員が実施しており、今回県の人事委員会の勧告を受け県自体も時短とすることからこれにならうこととし、15分が短縮され1日7時間45分となり、来年4月から実施することとしました。

それでは、本日提案する議案について簡単にご説明申し上げます。

議案第132号「八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は、八峰町一般職の職員の給与に関する条例と、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、そして、八峰町職員の育児休業等に関する条例の3点をセットとした議案としたものであります。

内容としては、給料表、住居手当、期末・勤勉手当、勤務時間の短縮など今述べたものを含めた改定としております。給料表等は12月より、勤務時間は来年4月からの施行としております。

次に、議案第133号「八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、私と副町長に係るものですが、「期末手当」の支給率を6月で0.15カ月減じて1.4カ月に、12月で0.1カ月減じて1.6カ月として、年0.25カ月減の年3カ月とするものです。

議案第134号「八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、教育長に関するもので、議案133号と同じ内容となります。

議案第135号「八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、議会議員の皆さんに関するものですが、こちらも内容は三役と同様の改正となります。

以上、本議会でご審議いただく議案は4議案であります。

詳細については、提案の際説明させますので、宜しくご審議のうえ、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（阿部栄悦君）

日程第4、議案第132号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。

それでは、議案第132号についてご説明申し上げます。資料の方お開きください。

議案第132号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定

する。

平成21年11月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見にかんがみ、町職員の勤務時間、給与月額、住居手当、期末手当及び勤勉手当について改定する必要があるため、関係する条例の規定を改正する本条例を制定するものであります。

次のページから説明しますが、別紙に要旨を入れましたのでそれを見ながら進めたいと思います。

まず、一部を改正する条例の主なところでは、

第1条は、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正すること、これについては前段の方からいきますと、第7条の2、この辺はですね、住居手当が今回変わります。要旨の方にも入れましたが、要旨の方の2番の改正内容の②番の方に住居手当、自宅に係る住居手当が今回廃止されます。今まで月額2,500円やってましたけども、これが廃止になります。ということで、この第7条関係がここに出てきます。

それから、5行ほど行きますと第15条の関係が出てきます。これは、期末手当の第2項ですんで、12月期の係る期末手当です。これが今回変わるってことでこれも要旨の方に書かれてるとおり、12月期の支給値は現在までは100分の155でした。これが100分の145に変わるってことです。それから後段の方に書いている同条第3項ですけれども、これは再任用職員ですのでこれは省略いたします。いずれこの分については、12月分に係る分でございます。

それからその下の方に第16条第2項ってありますけれども、これは勤勉手当の12月分に係る分でございます。これは、要旨の方の1ページの下の方に書きましたが、12月の勤勉手当は、100分の72.5、これを今回100分の67.5ってことで変わるということでございます。

それからその下に別表第一、長い表がありますけれども、このように先ほどの説明のとおり、平均改定率がマイナス0.2パーセントということで書いております。ただし、若い人がたの分についてはそのまま、それから任用についてもご覧のとおり変わっております。

それからページを2、3枚送ってもらいまして、表の後に続く第2条の関係を説明いたします。これも同じく一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ですけども、第15

条の関係は先ほどお話のとおり、期末手当です。このうちの第2項ですので、これは6月支給分に係る分、これも今回改正なるってこととございます。要旨の方にも入れましたが表にあるとおり、6月分の職員の場合は、100分の135、これが今回の改正で100分の120に減ると。6月分です。

それからその2行ほど下の方に、同条第3項ですんでこれは勤勉手当の方、6月に係る分ですね、これが同じく要旨の方で行くと6月の分は同じく100分の72.5が100分の67.5に減る、こういうこととございます。

それから第3条の関係は、勤務時間、休暇等に関する条例の関係なんですが、先ほど町長の説明のとおり一昨年国家公務員の方からの人事院勧告は既に実施されておりますが、今年度県の人事委員会から出まして、全県的にやるということで、今までの8時間労働が、7時間45分労働、こういうふうに変わります。で、どういう中身かと言うと、8時半から5時15分、これは勤務時間変わらないんですが、お昼時間12時から45分間でしたが、これが1時間となるように変わります。

それから第4条関係は、給与構図の見直しということで平成18年からやってる経過措置なんですけども、これについても今回給料表と同じく見直しされるということでマイナスの0.24パーセント減じられております。

附則の方ですが、施行期日ですが1番のところに書いてあるとおり、12月1日から適用になる分は給料表、それから期末手当ですね。ただし12月分の期末手当は対象になります。それから22年の来年の4月から適用になる分については先ほどの話のとおり、勤務時間が変わります。それともう一つは、期末手当の6月分、勤勉手当の6月分、これについても来年度より適用となる、こういうふうな内容になってます。

以下、4号のところに育児休業等に関する条例ありますけれども、これも時間が変わる部分とございます。今までは20時間ってことになっておりますが、これが19時間25分、資料の方45分って書いてますけども、資料の方は後で25分に直していただきたいと思えます。こんな形で直りますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第132号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今の総務課長の説明ですと、若い人の給料はそのまんまってこととですけども、この給料表で行くと、どっからが引き下げなってどこから…なのか教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 任用される場合は1級の5号級あたりから14万100円のあたりからスタートするんですけども、このへんはほとんど変わってません。1級の後半から変わっていくということになります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上正子君） 子育てに一番お金がかかる40代くらいの平均からすると、昨年度と比べてどのくらいの減額になるのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 見上議員の質問ですけども、個々の職員一人当たりについては出してませんけれども、今回のこの給料表関係だけでいきますと、トータルで減額される分は全職員で27万4,000円ほどがこの後12月から始まりますんで、4月までの4ヵ月間で27万4,000円、それから給与構造の見直しで経過措置として減額されるわけです、これはトータルで5万4,000円ほど減額になります。それから住居手当では、2,500円がなくなる方々、これは12月からなくなるわけですが、これで影響受ける額が13万円ほど出るようです。それから次に期末手当、勤勉手当の12月分について関係する部分がトータルで全職員で924万5,000円、この分の影響があります。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回の改正の主な理由が人事院の勧告に準じてということで給料表が引き下げなるということなんですけど、3月まではおそらく引き下げだと思うわけですが、この4月からの勤務時間の短縮ですね。今まで8時間だったのが7時間45分。実際に手にする給与は引き下げることになるわけですが、勤務時間が短くなる、果たしてこれで引き下げと言えるのでしょうか。この引き下げた分とそれから勤務時間の短縮された分、このへんの関係を数字で出してるのかどうかお伺いします。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 松岡議員の質問に対してお答えします。

具体的に計算しておりません。ただ、既に国家公務員の場合は先ほど説明のとおり昨年から実施しております。県の人事委員会は今回、昨年国家公務員の方に出された段階で県の方は地域事情っていうことで、今年度初めて出されて、各町村がこぞって今回やるわけですけども、比較検討はしてございません。

○議長（阿部栄悦君） 松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） ご存知のように今民間は大変な状態の中にあるわけで、そういう中で今回の人事院の引き下げっていうのはおそらく住民の方々も見て、ああやっぱりそうか、と。ただ、あとでこれ時間が、勤務時間が短縮されたってことになれば、なにせば同じでねな、という感情を、せっかく給与引き下げたのにその後にこの時間の短縮というのが出てきますと、せっかく人事院の勧告にかんがみて給与の引き下げやったのが、はたしてそういう意味で引き下げに当たるのかどうか。ただ県がやったからでなくて、わが町の給料表ですし、わが町の勤務体系です。このへん、町長にお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ基本的には人事院勧告、そして県の人事委員会の勧告に従ったということが前提にありますけども、ただ労働時間全体としては日本の労働時間は諸外国と比べてもそれなりに長いと言われていています。そういう中で、ずーっとこの課題ではあったんですけども、現在の勤務体系の中で昼休みを前は休息時間をくっつけて実質1時間とってあったんですけども、休息時間が廃止ということで逆に45分休憩と元に戻りました。そこでそれを実質また1時間休憩を取れるような状態に戻すということです。

波及効果として少ないかもしれませんが、町内の飲食店などでは従来職員等が昼休みに利用してあったのが、時間が短くなって利用できなくなったことで、そういう面の話などはうちの方にも寄せられている面もありますけれども、いずれそれが大きな理由ではありませんけれども、そういう経過をたどりながら方向としてはやっぱり時間そのものについては短縮するというのは、最小限の短縮ということで今回は受け止めておりますので、相対的に見ると、給与表の引き下げあるいはまた期末勤勉手当の引き下げ、住居手当の引き下げと、引き下げばかりですし、このところずーっと続きますので、そういう面ではやっぱりそれなりに職員も地方の実態に合わせた形で痛みを伴わなきゃならないんじゃないかなと、相対的にはそう考えておりますので、そこらへんは了解していただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今町長が話されている勤務時間の問題、これはもちろん世界的に日本は働きすぎだといわれているのも承知しております。ただ、私いま申し上げているのは、今まさに100年に一度っていうこの大変な時期に今のタイミングでこれをやらなければならないのか。そういうことを申し上げてるので、勤務時間を短くすればだめだ

とかいうつもりはございません。ただ、タイミングが悪すぎるんでないかと。もうちょっと安定するなりもう少し地域の経済が見通しついたときにやってもいいんでないか。無いと思うわけですが、例えば勤務時間が15分短くなった分、仕事をじゃあ15分どうしますか、いや、残業さねばねべしゃ、同じことになると思います。一生懸命頑張って15分短縮して仕事をやる、この意欲があればいいんですが、当然今でもフルに時間いっぱい働いていると思います。勤務時間が15分短くなることによって、仕事はその時間からあふれることとなります。そういうことを考えると私は今回のこの時間短縮のタイミングは的を得てないなというふうに感じます。答弁はいりません。

○1番（松岡清悦君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上正子君） はい。私はこれに反対をいたします。

というのは、住居手当が13万円減ることになりますけれども、これは県の人事院勧告とは言いながらも、町の方で考慮できる部分は考慮できるんでないかと私思います。そして期末手当92万5,000円、この減というのは本当に職員に跳ね返って子育て中の職員、それから社会的な購買力、そういう点からして、また企業の労働条件を引き上げる牽引的な役割を果たす公務員の労働条件の悪化というのは民間の方にも影響を及ぼすと思いますので、私は反対をいたします。

○1番（松岡清悦君） ほかに討論ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 賛成討論いたします。

今いろいろありましたけれども、地域の実態、どうなってるのかというふうなことを申し上げながら、実は最近では電子の会社がどうしてもだめということで店じまいをされた、そしてまた地元の中小である製造業もそれで国の交付金を活用しながら従業員を首を切らないで雇用を守るんだというふうなことで交代交代休みながら、8割ぐらいの交付金をいただきながら、従業員の雇用の確保というふうなことで頑張っておられます。40代の男性、中ぐらいかな、基本給16、7万。それぞれ引かれてくるとそれぞれ皆さんお察しのとおりの手取りとなります。もうひとつ今の地元の大手の建設会社さんは別としても、建築、小さな土木関係の方々、なんとか来月は12月というふうなことでお正月を迎えるように頑張るんでしょうけども、正直ここ十何年来、1月、2月、3月はもう仕事ございません。そしてまた、4月1日新年度からすぐフル回転できるようであれば大変いいんですけど、職員さんは給料がいいだろうということで月30万ちょいにしても

賞味9ヶ月というふうなこういう地域の実情、実態を踏まえてるならば、本当に職員の皆さんは町民、町の為に一生懸命頑張っているところはそのとおりなんですけど、大変心苦しいところもあるわけですが、本案件には賛成をさせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第132号を採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部栄悦君） 日程第5、議案第133号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第133号について説明いたします。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年11月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものであります。

同じく先ほどの要旨の中にも入れました、要旨の方の3ページとなります。3ページの方には併せて教育長の給与についても書きました。

それでは改正する条例の内容について説明いたします。第4条、これは期末手当を記入したところでございますが、本文のところ100分の135とあるのは100分の155とかって書いてますが、要旨の方の3ページのところですね、期末手当の表を入れました。ここに書いている本文の方ですけども、第4条後段中のこの内容については、12月の期末手当に係る分について上段で書いております。これが3ページの方の資料にあるとおり、

期末手当の12月のところご覧いただきますと、100分の170が改正前で現在のところでしたが、これを100分の160に減ずるということが第4条の方に記載されております。100分の140ってやつが一つありますが、これは6月ですね、6月については既に凍結なっていましたので、これについては100分の155のところを100分の140にすると。12月期については100分の170のところを100分の160にすると、こういうふうな内容です。

附則のところ、12月期の期末手当についてはそのとおりなんですが、6月分については来年から始めると、こういうふうな内容になっておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第133号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第133号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第134号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは議案第134号について説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年11月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。要点ですけども先ほどと第4条は書いてる内容は同じです。6月分についても併せて12月分についてもそれぞれ減ずると。附則のところには、12月1日から施行するものについては12月分、それから改正文の100分の140、これは6月分については既に凍結されておりますので、翌年からやります、という内容ですのでよろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第134号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第134号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第135号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第135号についてご説明いたします。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年11月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改

正するためのものであります。裏面ご覧ください。

条例の改正の要旨だけ説明いたします。それから要旨の方にも最後の4ページの方に入れました。

第7条関係、同じくこれも期末手当という条項なんですけども、その第2項について説明しております。要旨の方の4ページ目に2番に改正内容の表を入れました。ここで6月については100分の150のところを100分の140に、それから12月期については100分の170のところを100分の160に変えると、こういうふうな内容になっております。附則は同じく、12月期については12月1日から適用するし、6月期については凍結されますんで、来年から実施するという内容です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第135号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第135号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これをもって平成21年第9回八峰町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前 10時37分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美